

夜間保育

平成25年
1月15日 発行
2012-2

発行責任 全国夜間保育園連盟 会長 天久 薫
編集責任 大阪市東淀川区東淡路2-7-5 保育所あすなろ内
全国夜間保育園連盟事務局長 枝本信一郎
電話 06-6328-8183 Eメール info@zenyahoren.jp

【年頭所感】

明けましておめでとうございます。今年が子どもたちにとって希望に満ちた年になりますように祈ります。

児童福祉法第六條の三第7項には「保育は養護及び教育を行うことをいう」と定義されています。さらに保育所保育指針には「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。『教育』とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である」と記されています。

養護は、子どもにもミルクを飲ませたり、食事を与えたり、オムツを替えたりしながら、けがや病気がないよう特に安全と衛生に気を配り子どものお世話をすることを基本としています。しかし、養護は、

子どもの命を守り心を安定させるだけではなく、教育的要素ももちろん含んでいますが、それ以外にも重要な意味を含んでいます。

人間は、生命力とも内在力ともいえる「人間として生きる力」を持って生まれてきます。ここでの「人間として生きる力」とは、環境に適応するため自分の身の回りがある環境を全て吸い取ろうとする力、モンテッソーリ教育では吸収精神と呼ばれる力です。木に例えれば、木が水分を吸い上げる力です。この「人間として生きる力」は生来のものとはいえず、常に生き生きと躍動しているわけではあ

養護と教育

全国夜間保育園連盟会長 天久 薫

りません。むしろ、生きていく上での様々な制約（親の禁止や過干渉、その他のストレス等）により、損なわれていきます。そこで、この「人間として生きる力」に刺激を与え、目覚めさせる又は蘇らせることが必要となります。

乳幼児が「人間として生きる力」を十分に発揮するには、自分が人間として存在することについての揺るぎない確信が必要で、そのために大人（特に親・保護者や保育者）は、たとえ生まれればかりの赤ちゃんであっても「ここにいていいんだよ」「あなたがいてくれて、私はうれしい」というメッセージを、言葉か

けや抱っこなどの普段の触れ合いを通して、繰り返し乳幼児に伝え続けなければなりません。この地道な積み重ねにより、子どもの中に「自己肯定感」や「自尊心」が芽生え、育ちます。この自己肯定感や自尊心の高まりによって子どもの人間としての存在感が強化され、生来の「人間として生きる力」が刺激され、「人間として生きる力」が生き生きと躍動し始めるのです。養護は単なる子どものお世話ではなく、言葉かけや普段の触れ合いを通して子どもの存在を認める大人から子どもへの働きかけであり、子どもから大人へ応答する大切な時間でもありま

す。この大人と子どもの相互作用が、子どもの自己肯定感や自尊心を育て、子どもに「人間として生きる力」を目覚めさせるのです。

さて、小・中学校の学習指導要領の理念は（従ってたぶん学校教育の理念も）「生きる力を育むこと」、より具体的にいえば「確かな学力と豊かな人間性と健康・体力をバランスよく育てること」です。しかし、どのように知識を分かりやすく提供しても、子どもに「人間として生きる力」がなければ、知・徳・体の調和のとれた力は獲得できません。どんなに水をかけても、木が水を吸い上げるこ

とができなければそれまでです。そこで平成18年、教育基本法の第六條（学校教育）に第2項が新設されました。その内容は「：教育を受ける者が：自ら進んで学習に取り組み意欲を高めることを重視して：」です。確かに学習指導要領の中にも、学力の重要な3つの要素の育成として「学習に取り組み意欲を養う」の一文があります。この意欲が「人間として生きる力」の意味を包含するのであれば、『養護』と『教育』は部分的に重なることとなります。そもそも、学校教育の目的も児童福祉の目的も「子どもを心身ともに健やかに育成すること」（教育基本法第一條、児童福祉法第一條）であり、子どもの発達に応じた手段・方法で育成することになれば、それが似てくるのは当然のことといえます。学校教育における教科は、普段の生活現象を体系的、組織的に分類・整理したものですから、生活の一部であることには間違いなく、学校教育は主として抽象的な知識を通して人の生き方を教えることであり、養護は主として具体的な生活を通して人の生き方を教えることともいえるでしょう。

いずれにせよ、保育所保育指針には「保育所は養護と教育を一体的に行う」とあります。

子どもの時代、特に乳幼児期は、正に『養護なくして教育なし』の時代なのです。



特別講演

夜間に就労する親の子育てと就労の両立支援―《女性の権利》と《子どもの権利》確立のために―

福山市立女子短期大学前学長

安川悦子氏

◆私たちは今、どのような時代に生きているのか？

子どもの養育の問題について、二つの観点から考えてみたい。一つは歴史であり、もう一つは人権である。歴史的にみてみると、これまで子どもの養育の場とみなされてきた家族のありようが変化し、女性や子どもや、障害者や高齢者といったこれまで社会の「弱者」とされてきた人たちの自立と人権がみとめられるようになっていく。こうした中で子ども

の養育をどう考えたらいいのか。「戦争」と「恐慌」とそして「福祉国家」を特徴とする20世紀の歴史が終わり、21世紀の新たな歴史がはじまっている。日本を含め発達した資本主義国では、1975年

を起点に、合計特殊出生率が2.0を割りはじめた。1990年代の「経済恐慌にともない、「弱者」を支える「家

族」や「国家」の財政が危機に陥っている。人権という観点からみても、今は歴史の大きな転換点である。国連を舞台にして画期的な人権条約が打ち出されている。1979年には、包括的な女性の人権宣言ともいえる「女子差別撤廃条約」が国連総会で決議され、1989年には「子どもの権利条約」が、そして1990年代になると高齢者や障害者の権利条約が国連で決議されている。福祉国家のなかでは「弱者」とみなされて、そう扱われてきた人たちの人権、とりわけ「働く」（子どもにとっては遊ぶ）権利が前面に打ち出されたのである。

今、私たちが生きている日本の社会では、こうした文脈からみて、1）少子・高齢化と「子ども子育て」システムの危機、2）国家経済財政からみて「福祉国家」のシステムの危機、3）『私たちの静かな革命』（日本経済新聞社、1998年）が始まっている社会だととらえることができる。こうした文脈の中で、「子育て」と「就労」をどうとらえるのか。考えてみる必要がある。

◆日本の家族像と子ども像、子育てシステムとそのイデオロギーの変化について

明治の時代（1870年代から1910年代）

江戸時代らしいの村共同体のシステムが生きており、家長制大家族とそれをとりまくコミュニティの中で子どもは育ってきた。そこでは高い幼児死亡率、低い義務教育就学率が、特徴であり、農業を中心とするコミュニティの中で親も子どもも働きながら、子どもは育っていた。

しかし明治末から大正時代のはじめにかけて、少数の上層階級が生まれ、同時に都市に貧困層が生まれてきた。一方では、子どもを家庭の中で主婦が専門的に育てるという「良妻賢母主義」のシステムが作られ、それに応じた幼児教育のシステムが作られた。同時に、大都会を中心に貧民の子どもを預かる社会事業としての託児施設が生まれた。

大正時代から昭和の時代にかけて、とりわけ、1960年代以後の高度経済成長に支えられた戦後日本においては、「マイホーム」家族と家事・育児に専念する専業主婦層が登場し、家族の中で、主婦が子どもの養育と高齢者の介護を行

うという現実とそれを支えるイデオロギーが拮抗した。親の所有物としての子ども像や、「三歳児神話」がひろがった。1961年には家庭で保育することの重要性を強調する「文部省通達」がだされている。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。

1990年の平成の時代になると、「マイホーム」家族を支えていた日本型雇用システム（終身雇用、年功序列・家族賃金）が崩壊し、それとともに「労働力の女性化」が進みはじめた。働く女性が増加し、養育の社会化問題が、社会問題として捉えられ始めた。1981年の「児童福祉法」の改正による夜間保育事業の公認は、日本における養育の歴史の中で、「養育の社会化」へのターニングポイントであった。



◆「子ども・子育て」理念のパラダイム・チェンジ—女性の人権宣言と子どもの人権宣言

1 「女子差別撤廃条約」の決議
 1979年に国連総会で決議され、1985年に日本の国会で批准された「女子差別撤廃条約」は、女性の人権宣言として画期的なものであった。とりわけ二つの点特徴的である。一つは、女性（すべての人間）の自立とその拠り所としての「労働の権利」を明記したことである。労働は、すべての人間の奪いえない権利であるとされている。もう一つは、「養育の社会化」問題に言及し、「子の養育には男女及び社会全体が共に責任をおうことが必要である」と前文に記載されていることである。ここでは、母性の身体的機能（妊娠・出産）には十分な保護が必要であるが、母性の社会的機能とでもいうべき子育てについては、男性を含めて社会全体が責任をもつというのである。こうした理念は、働く女性の権利を認め、子育ての社会化への道を切り開くものであった。

2 「子どもの権利条約」の決議

「子どもの権利条約」は、1989年に国連で決議され、日本は1994年に批准している。これは子どもの人権宣言で、ここでも子ども観と子育て観のパラダイム・チェンジが提起されている。「子どもはだんだん人間になるのではなく、すでに人間である」というポーランドのヤヌシユ・コルチャックの言うように、ここでは、子ども自身が一人の人間として生きる権利があり、それを社会が保障するという考え方が提起されている。大人が自分の肉体や精神を行使して「働く権利」を持っているのと同様に、子どもも、自分の肉体や精神を行使して「働く」つまり「遊ぶ権利」があると、いうのである。

こうした女性観と子ども観のパラダイム・チェンジにもなつて、子ども・子育てのパラダイム・チェンジが起き始めている。1990年代になると、日本でもすこしずつこの変化が目に見えるようになった。

◆新しい「子ども・子育て」システムの構築がはじまる

1 女性の労働権をささえるシステムとして、多様な保育施設の整備が行われるようになる。1981年の児童福祉法の改正をきっかけに、子育ての社会化への道が切り開かれる。これは、働く母親があずける乳児施設の相次ぐ事故を踏まえるものであったが、この改正で、夜間保育所事業や延長保育特別対策が創設され、乳児保育を中心とする小規模保育所の設置促進などが行われた。

2 「子ども子育てシステム」の構築

にむけて、夜間保育は、「養育の社会化」の原点である。女性の労働権を支えるシステムとして多様な保育施設が整備されなければならない。1997年の児童福祉法の改正では、保育所の入所における措置制度の廃止、保護者による保育所入所請求権が認められる。子どもの養育における保育所の持つ意味の重要性が認められるようになる。「マイホーム」家族の中で、母親が一人で子育てをする形が崩れた。政策の上でも理論の上でも子ども子育て観のパラダイム・チェンジが起きた。

◆まとめにかえて

21世紀の「子ども子育てシステム」とは、明治以来、二元的な養育システム、つまり社会福祉の枠組みでの保育所（働かなければならない可哀想なお母さんを救ってあげるための保育）と、良妻賢母がささえる「マイホーム」家族の子どものための幼稚園教育というシステムが、女性の人権（働く権利）と子どもの人権（社会の中で人間として育つ権利）の観点から一元化され、「養育の社会化」にむけて新たな高みにむけて飛躍する時期にきている。

夜間保育園のこれまでの歴史と実践は、こうした飛躍にむけてのバネとなりエネルギーとなることが期待されている。

その中で、忘れてならないのは、ドイツ古典哲学らしい認められてきた人間の本質、つまり労働をとおして人間は人間になり、成長するのだという人間観である。これを軸に、新しい「子ども子育てシステム」を構築する必要がある。人間は労働（子どもにとっては遊び）をとおして人間になっていく。そのためには、労働（遊び）は、その過程が面白いこと、創意工夫が活かされること、労働の成果



が自分のものになること、仲間たちと一緒に労働することが、重要である。

こうした労働（遊び）が、大人にも、子どもにも保障されるようなシステムを創り出すことが21世紀の社会にとって重要であると思われる。

最後にスーザン・オーキンが『政治思想の中の女』（1979年）で述べているように、養育の社会化にとつては、「良質でアクセスが容易で、十分な予算措置をうけ、しかも男女双方のスタッフをもつ保育施設」を用意することこそ重要なのだといっている。これをどう現実のものにしていくのか。今こそ、夜間保育園連盟のこれまでの実践と経験が、新しい「養育の社会化」システムを構築していくのに活かされる時なのではないかと思われる。



安川悦子氏プロフィール

1995年 名古屋市立女子短期大学学長

1997年 名古屋市立大学教授

2002年 福山市立女子短期大学学長

2012年 3月退職

著書

2002年 「高齢者神話の打破―現代エイジング研究の射程」他多数

研究分野は社会思想史、研究テーマはフェミニズム・ジェンダー問題研究など

多岐に渡る。

★安川先生の特別講演のレジュメ《全文》は、HPにアップされています。



第24回全国夜間保育園

経験交流研修会報告

●シンポジウム

《夜間保育所についての教育の意義

と取り組み》

コーディネーター・山縣文治氏

（関西大学人間健康科学部教授・全国夜間保育園連盟顧問：夜間保育園連盟設立当初から研究調査を監修アドバイザーとして関わっていた）

発言要旨（資料あり）

保育所は15年周期で変わっている。次の15年を幼保の再編成と考えて、利用児数の推移、出生数の動向などを検討し、夜間保育所の課題と展望を探ることが必要である。

行政説明の中でも新しい保育事業分類が非常にわかりづらい。大きく分類するならば、保育所型認定子ども園・幼稚園型認定子ども園・幼保連携型認定子ども園となるが、夜間保育所と言えば、引き続き児童福祉法に基づく夜間保育所として残るか、幼稚園機能を乗せて保育所型認定子ども園になるか、…幼保連携型の夜間保育所が成立するかどうかは、一つの課題：これは、かなり厳しそう。

この枠組みの中で、保育・教育をどうするのか、どの場所にあっても常に子ども

は生活しているわけですから、すべての子どもに共通のものを提供する必要性が求められる。これを踏まえて、我々は、何を提供できるのか、歴史を踏まえつつこのシンポジウムで議論していただきます。

パネラー《発題順》

★河嶋静代氏

（北九州市立大学文学部教授：ベビーホテルにおける夜間保育の実態調査及び著作【間に漂う子どもたち】を通して、夜間保育が制度化される以前から、夜間保育問題を調査・研究されている。）

発題要旨・映像あり

ベビーホテル問題が社会問題化し、夜間保育所が制度化された1981年頃を振り返って、当時のベビーホテルの状況と今日を比較する中で、何が改善されたのか、課題は何かを検証する。

夜間保育所制度の背景として、1980年報道機関（TBS堂本暁子氏レポート）によるキャンペーンにより、死亡事故の多発や子どもの置き去り、長期滞在が明らかになり、国会で取り上げられる。

1981年、児童福祉法改正、ベビーホテルへの立ち入り調査など規制・指導監督の実施。延長保育制度創設、乳児院・養護施設との連携、7月厚生省局長通

知【夜間保育所の実施について】を受けて、認可夜間保育所が開設された。

当時全国各地のベビーホテルを实地調査したが、キャバレーやパチンコ屋の階上に、無資格者が一人で何人もの子どもを見ている。…保育と呼べる段階ではなく、当然給食もない。

しかし、当時制度化された夜間保育所は、預ける親の就労実態とかけ離れた時間設定（午後2時から午後10時まで）で、預ける親にとっても、預かる保育所にとっても不都合でその数は遅々として増えなかった。

今日のベビーホテルと夜間保育所の課題として、①ベビーホテル数は、1981年の4倍利用児数は24倍に増加。②ベビーホテルの保育環境は美（？）改善で不適合が59パーセントもある。③ベビーホテルを含む認可外保育所

での死亡事故への対応に不十分が見られる。

最も大きな課題は、ベビーホテルにおける要保護児童の発見の困難さがある。例えば、子どもの置き去りや長期滞在、一人親の貧困など事情は多岐に渡っている。

更に、ベビーホテルの多い大都市（神戸市・仙台市・静岡県）で夜間保育所が未設置であることも、課題である。

認可夜間保育所が地域ニーズを踏まえ、24時間や深夜保育の受け皿になることが、保護を要する子どもと家庭の支援となりえることに着目し、制度の中に位置づけていくことが求められる。

★天久 薫氏

（全国夜間保育園連盟会長・第2どころんこ夜間保育園理事長：昭和48年無認可夜間保育所を開設、全国夜間保育園連盟設立時から副会長を務め現在に至る）

発題要旨・映像あり

1973年「乳児院や養護施設の世話にならずに子どもと一緒に生きていきたい」「生活保護の世話にならずに自分の力で生きていきたい」という思いの母子家庭の母親の存在がこの仕事に取り組む出発点となり、ベビーホテル（無認可保育園）を開設し、国の制度ができるまで8年間ほど経験しました。





導入し、できるだけ本物を使い、五官で感じる保育に心がけています。昼間保育と夜間保育の時間のずれは、登園時間によるクラス編成（3歳以上は縦割りの3クラス）により対応しています。特に5歳児は、遅くとも11時には、できれば10時には、登園するように、親に働きかけています。

★安梅勲江氏

（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授：平成10年夜間保育の子どもの影響と課題の調査研究以降経年研究として、夜間保育所の子どもの追跡調査をされている）

発題要旨（映像あり）

「夜間保育における教育」は「卒園児の育ち」にどのような効果をもたらしているか。

夜間保育園連盟加盟園では保育の質を向上するために、14年に及び子どもと保護者の協力を得て追跡研究している。河嶋先生・天久先生の歴史を踏まえ、現在に至る夜間保育の【教育】が、どのような効果をもたらしているか、その証拠（エビデンス）として巣立った子どもたちの声から読み解いていく。そして、その中で今後の夜間保育の教育をどのようにするかを皆様と一緒に考えていきたい。

物事を検証するとき、時間軸で見る

ことと、空間軸で見ることの二つの視野が必要で、まずは空間軸として今世界は教育をどう捉えているか、世界的視野から見てみるために、世界の動向を紹介し、まずガボン、ガボンという国がどこにあるかご存知ですか（…実は昨日ガボンから昨日帰ってきたばかりです！）

ガボン（アフリカ）の小さな国ですが、ここの教育の目標は、一つ、「生きる力をつけること」どんな状態になってもしっかりと生き抜く力。次はOECDの教育の3つのポイント。①コミニケーション力②多様な状況に対応する力③自律性です。三番目はアメリカ：五つの目標として①意欲【やる気】②向社会性【○○の為に】③社会性④認知能力⑤一般教養だそう。これらを踏まえて、日本では文科省が【人間力】として、①対人能力②認知能力、そして3つ目に自己制御力：いかにも日本的です。

これらを踏まえて、夜間保育所を巣立った子どもたち、14年間の調査から得られたものとして次の五つを全国の学童児のデータと比較してみました。

- ①社会的役割意識（人の役に立つ人になりたい）の醸成
- ②向社会性（人の気持ちのわかる人になりたい。人には親切にしたい）の育成
- ③意欲（努力する・勇気ある・勉強できる）の増大

④自己効力感（誠実でありたい・友達から好かれたい）の涵養

⑤本人の訴える夜間保育の教育効果：対人技術、意欲、学習力、生活力、集中力、心の豊かさ、体力などにポジティブな効果

これが【図参照】統計的に見ても歴然とした差が出ている。特に高校生が最も高い。これは素晴らしい！いいことだけあげているわけではない。根拠として当事者の声が最も強い。夜間保育所で育った子どもたち自らがそれを認めている。他の教育機関、幼稚園、昼間保育所は夜間保育所からの情報発信を待っている。国や地方自治体に向けても同様に発信者になることがだいじであろう。

★パネラー補足

河嶋氏

*安梅先生の教育の目標は生きる力、コミニケーション力、多様な状況を身につけるといふ話にすごく共感した。今北九州でチャイルドラインをやっているが、ここ数年は病理的な問題を抱える子どもたちの声が目立っている。学校にも期待できず、親にも言えず、安心できる居場所がない。そういった子どもたちがどう生きる力をつけていくか。大人に対する信頼を無くしている子どもたちのために安心できる居場所を作り、受け入れてくれるだろうと期待される関係性づくりが必要だと思ふ。

天久氏

・生きる力について、うちの保育園でも子どもたちにどうやって生きる力をつけていくかは大きな課題、模索している最中。知識だけではなく自然と本物に触れることが必要。生きる力については学校教育でも注目されていることなのではないか。夜間の時間帯で特別なことをするというのは頭がない。人間にとつて一番いい時間帯というのは午前中。どれだけ午前中を有効に使うような環境を整えられるのかについて考えている。

（資料）に『子どもの自立心はどちらが育つ?』という物を書いた。食事ひとつとっても職員の意図的な働きかけの有無により、子どもの自立心は全然違ってくるし、一回ごとの積み重ねが大事。

保育園は幼稚園と競争しているわけではなく、教育の面でも対抗する意識は必要ない。夜間では単親家庭や経済力の弱い家庭が多くある。母子家庭であつても昔よりは働く場は広がってきたが、保育を要する子どもがいる家庭として見た場合の脆弱さは現在も変化がないように思える。

職員たちは普段から学習会等を通じて仕事の重要性を認識し、またスキルを上げるためのトレーニングも行なっている。例えば登園、降園時間ひとつとっても、夜間保育は昼間保育園のように定型化された保育がしづらい。利用者の生活



状態は多様だが、そこに付き合っている子どもと大人・保育士たちがいるというのは、実は大きな要素なのではないか。夜間保育所の保育士さんはすごいなと思いました（笑）。

我々は30年前とまったく同じ議論をしている。連盟としてきちんと考える必要がある。

安梅氏

・ガボンのシユバイツァー病院では、エイズ等にかかって死ぬ子どもたちが沢山いる。治療薬もなく、今受けている治療にどれだけ効果があるのかもわからず、いつ死ぬのかわからない状態。ここでは子どもたちに人形劇を作らせていた。脚本も音楽も人形も道具も、すべて子ども達が自作し、地域の人たちに披露

する。こういう物に参加することで、子ども達は自分達ももしかしたら明日死んじゃうかもしれないけどこんなことができるんだ、素晴らしい仲間がいてまだまだ頑張れるんだということを、教えられるのではなく自分たちで学んでいく。

これは夜間保育の中で先生方がされていることと共通しているのではないかとと思う。つまり生きる力というのはすでに先生方が実践しておられる育む教育であるということ。しかし今の日本の社会では小学校に入学すると、教育とは生きる力を育むことではなくなくなってしまふ。夜間保育の先生方には物言えぬ子どもたちの代わりに発言してもらいたい。せめて小学校低学年まではしっかりと見守つてもらえればと思う。

調査を通じて一番強く思ったことは、子ども達は職員を見て学んでいるということ。職員が人間力を高めること、モデルとなるような職員をいかに育てられるかが鍵。

山縣氏まとめ

以前は虐待や子育てへの不安感は夜間保育固有ともいえる問題だった。だが今は昼間の保育でもこういった問題を抱える家庭が増えており、「昼間は高くない」といいうい方ができない。「昼間は高く、夜間はもっと高い」という状況。

それと制度が対応した結果ベビーホテルが減少したわけでもない。もしかしたら

ら深刻な部分が可視化されぬままベビーホテルに集中的に残っている可能性もある。夜間保育の実践の中で子どもたちの生きる力を育む、力をつけていく保育と一体どういうものなのか。昼間の保育とは何が違うのか。

幼保連携型の認定こども園は、小規模園や時間帯が昼間に寄っているようなところでも助成が得られるような設計にしてみたい。《保育は養護と教育の一体的提供である》といわれているが、今、世の中の的にどちらかといえば《教育》が重視されている。夜の時間帯で教育はありえないという話になると困る。

【夜間保育所は必要か】という問いかけは、制度発足からまわりついている。10年を越える経年的調査・研究は類を見ない。必死に生きてる親の姿を真摯に見ることで、我々の進むべき方向も見えてくることを期待しています。

★パネルの先生方、どうもありがとうございました。フロアの皆様、これをたたき台に、明日の分科会で、充分な議論をお願いします。

《シンポジウムの発題資料全文はHPにアップされています》

《論壇》 第1分科会報告

連盟副会長 枝本信一郎

第1日目の保育課長による行政説明、及び、シンポジウムの主に山縣顧問、天久会長の発言を受ける形で、第2日目の第1分科会は制度改革（新システム）の問題に集中して議論された。

とはいえ、3党合意以前の総合こども園制度の理解さえ十分理解できていないのに、福山大会の1か月ほど前に3党合意で突如、幼保連携型認定こども園（以下単に「認定こども園」という）制度に変更された。しかも保育所制度は従来制度のまま残され、保育所として今後とも運営できるといふのだから、参加者にとって頭は混乱するばかり。

本稿は、第1分科会冒頭での山縣先生、櫻井先生、天久会長の発題内容を中心として、同分科会での議論の展開を報告することを課題とする。が、これらの発題や議論を時間の流れに沿って報告しても、報告者の力不足のゆえに何ともまとまりのない、内容を理解しにくい報告しかできそうにない。

山縣先生は、新システムが必要とされた背景の説明の上立って、総合こども園制度から認定こども園制度に変わった



ところで、何を議論し検討するべきかの課題を提起され、櫻井先生は、認定こども園による新システムは幼稚園救済の色合いが強く、認定こども園は夜間保育所にとって不利としたうえで、夜間に保育を必要とするこどもにこれまでと同等かそれ以上の保育を提供するため、新システムの内容としてさらに整備するべき事柄を提起された。また、天久会長は、夜間保育園経営者の立場から、夜間保育園にとって死活を制する延長保育制度について、新法の条文に即して新システムにおける「保育の必要量の認定」との関係で延長保育制度がどうなるのか、問題点を提起された。

また、第1日目の行政説明では橋本保

育課長が、旧「新システム」下の総合こども園制度から、3党合意による認定こども園制度による新システムに急きよ変更されたところで、資料「行政説明」の各所を引用し、主に文言上の変更点を詳細に説明された。が、元来の総合こども園制度について、とりわけ夜間保育園に即したところではほとんど実感的なイメージを作り出せていないところでは、

変更箇所を文言上で説明されるばかりでは、「言葉」が頭の上を素通りするだけで、実感的に内容を理解することが出来なかつたというのが正直なところである。

ともかく、以下では、行政説明も含めて福山大会で新システムに関わって提起や論議された事柄について、報告者が理解できた範囲で取りまとめ報告すること、その責を果たしたいと考える。

I（幼保連携型）認定こども園に変更せず、現行制度のままの保育所制度で運営を続けるという選択権が与えられたが…。

1. 反面、認定こども園になるのに障壁があることを意味しないか？

3党合意前の総合こども園の場合、乳幼児保育所は全て総合こども園に移行することになっていたもので、当然夜間保育

園も総合こども園になれた。

が、選択方式になったところで、例えば幼稚園並みの開園時刻（≒午前中の学校「教育」の時間の確保）や、集団的な教育の保障のため一定数以上の3歳以上児定員確保（基本的に定員60名未満の乳幼児保育所は夜間保育所だけ）等の条件をつけられないか？

2. 今まで以上に、「保育所には教育が無い！」と見られないか？

夜間保育所に限らず保育所関係者は幼稚園に勝るとも劣らない教育内容を持つと確信している。が、ややもすると、幼稚園関係者だけでなく一般の人々からも、保育所は教育の機能を持たないと信じられてきた。

認定こども園の設置主体は、公立もしくは学校法人、社会福祉法人に限るとされるのに対し、保育所は一定の条件さえクリアすれば営利企業等にも認められる。保育所の格落ち感は否めない。しかも、認定こども園は保育に加えて学校教育を行うと法文上明記されるのに保育所にはそれが無い。世間一般から、「保育所には教育が無い！」とますます見られかねない。

3. 保育所制度が残ったからといって、夜間保育所制度も残ると言い切れるのか？

夜間保育・早朝保育が、幼稚園や保育所、認定こども園と同様に施設型給付の対象であることは明記されている。が、これがどのような形で給付されるのか全く明らかでない。

例えば認定こども園もしくは保育所としての例えば11時間の開園時間を、夜間もしくは早朝にシフトすることに対する必要経費を含む対価なのか？夜間もしくは早朝に延長する（要するに11時間を超える保育をする）ことに対する必要経費を含む対価なのか？さえ分からない。

ともかく、これら夜間保育・早朝保育の施設型給付が、認定こども園と同じ制度として実施されるだろうことを考えると、認定こども園において、未だに影も形も無い夜間型（早朝型）認定こども園制度が作られない限り、夜間保育所制度そのものが無くなると考える他ない。

II 市町村による保育の実施義務を含め、現行の保育所制度はそのまま残されたが…

1. 保育所認可の基準が厳格に法定化された意味は…

従来は、「都道府県知事の認可を得て、

児童福祉施設を設置することができる。」旨の記載があるだけだった。が、一般の児童福祉法改正では、保育所認可のための数々の条件や手続きを詳細に定めた上で、その条件を満たす場合は「認可をするものとする。」旨の規定になった。恣意的に「認可をしない」ことができないようにしている。これは障害者自立支援法等での指定制度の考え方と殆ど同じ。

同法の指定制度導入でサービスの供給量が飛躍的に増えたのは事実。夢をもう一度というところであろうか？

要するに、待機児問題に機動的に対応するため、営利法人からの申請も含めて、一定の条件さえクリアすれば、どしどし保育所認可しようとの方向性を明確にしていると考えられる。

2. 待機児問題解消後の少子化によるスクラップ化の候補として保育所がある？

ある？

待機児問題解消のため、どしどし保育所認可をすれば、少子化は依然として進行する以上、待機児問題解消後は保育の供給過剰となる。このとき自由競争により、利用者に不人気の施設は定員割れしスクラップ化される。営利法人立も含みどしどし認可される保育所は、このスクラップ化の候補として想定され、そのた

め認定こども園は学校法人又は社会福祉法人立に限る等の差別化が行われているように思える。

3. 3歳未満児の保育を行わなくても「幼保連携型」認定こども園になれる。

3党合意以前の旧新システムによる総合こども園は、3歳未満児の保育の実施が必須とされ、また、NPOや株式会社等の法人にも開かれるなど、むしろ3党合意後の保育所制度に似通った制度だった。が、新システムの認定こども園では、

主な待機児である3歳未満児の保育は義務づけられておらず、大方の幼稚園で午後の預かり保育が実施されていることを考えると、幼稚園はほとんどそのまま認定こども園に移行でき、極めて幼稚園よりの制度。

しかも保育所は、学校「教育」の実施機関としての法的な位置付けがない上に、前述のように設置主体が営利法人でも認められる等、どうしても格落ち感は拭えない。

（夜間）保育所は、夜間に及ぶ保育があるだけで、将来にわたって認定こども園と対等な自由競争が出来るのだろうか？夜間保育型認定こども園への道を拓く必要がある。

III. 要保育認定の認定時間の長さで延長保育の関係

1. 施設型給付等の「給付」の基礎となる保育の必要量の認定は…

保育所及び認定こども園は、基本的に「施設型給付」により事業運営が行われる。（民間保育所の場合は、これをさらにひねって、この施設型給付が市町村からの委託費として支払われ、これまでと同様に委託費で運営されるのだが…）

さてこの施設型給付、行政説明によると、「標準的な教育時間（5時間程度か?）」、「短時間保育（8時間程度?）」及び「長時間保育（11時間程度?）」が、保護者の就労状態等の保育の必要度に応じて、保育を必要とする3歳未満児と3歳以上児の全員に対して市町村により認定され、保護者はこの認定時間の長さに応じて、希望する認定こども園や保育所での保育を利用することになる（保育所は8時間または11時間の保育だけになるのだろうか?。また、ここでいう3歳以上児は、保育所という3〜5歳児クラスに属する子どもの意味でなく、保育所では大方が2歳児クラスに属する満3歳の達した子どもを含むことにも注意を要する。）

問題は保育の必要量が時間の長さだけ

で認定され、時間帯がどの時間帯なのかの認定がない点である。このため、a. 仮に午後からの保育を必要とする人が8時間の保育の必要量の認定を受けても、標準的な例えば午前8時開所の保育所等しか無ければ実質的に保育の利用が不可能になること、b. 施設型給付は個人給付であり夜間保育についてもこれが給付されると明記されているのかかわらず、利用する施設が夜間の保育をしていなければこれを利用できないから、実質的に個人給付が利用する施設の如何で左右されるという矛盾を生じること（民間

（夜間）保育所の場合、これが委託費として支払われるのだから、話しが余計にややこしくなるが…）、c. 施設型給付は利用できる施設があつてこそ実際に給付を受けることが出来るが、上記a. のように実際に給付を受けることが出来ない場合を生じることから、あらゆる保育を必要とする子どもに必要な保育を提供するという新システムの基本理念と矛盾すること、などの問題を生じることになる。

2. 現行の延長保育制度は実質的に就労保障の内実を持つていたが…

現行の延長保育制度は、1か月単位の利用方式である点、及び、各園が定めた

通常の11時間の保育時間の前後に1時間から最大13時間の延長保育時間を設定できる点で、多様な就労形態での就労を保障する就労保障の内実を持つていた。

しかし、子ども子育て支援法では、「やむを得ない理由により」契約外の利用日及び利用時間帯に保育を受けた場合に、これを時間外保育として、その費用の全部又は一部の助成を行うことを「地域子ども・子育て支援事業」の1メニューとして規定しているだけである。要するに、単発的な残業などに対応する精々1、2時間程度のしかも日々利用の場合しか対応できず、現行の延長保育制度のように、夜間保育所の場合も含めた保育所における標準的な「通常の保育時間」から外れた時間帯に就労する場合や交代勤務のような就労形態に対応できようがない。

先に述べたように、現行の延長保育が、多様な就労形態に対応する就労保障の内実を持つていたとするなら、子ども・子育て支援法の施設型給付に相当する内実を持つていたといっても過言ではないと思われることから、同法において何の言及もないものの、従来から早朝・夜間保育は施設型給付の対象とされることは明言されてきたことを考え合わせると、新システムのもとの早朝・夜間保育は、現行の延長保育類似の制度、要するに国

が定める標準的な保育時間帯からのシフトする時間数に応じた加算が行われる制度になるのではなからうか？

この場合、上記①で述べた問題はある程度解消されると思われるが、この時間数に応じた加算がどの程度の額になるのかで、これまで夜間保育園が担ってきた多様な就労形態での就労保障の役割を維持できるか否かの問題が残されるように思われる。というのも、延長保育制度ではシフトした時間数分の保育に要する費用が（基本の保育時間のそれに比べて半額程度であるとはいえ、まがりなりにも）算定されていたのだが、これが単にシフトしたことに對する評価の算定であるとしたら、多様な保育ニーズに対応する夜



間保育所としては現行制度に比べて大幅な収入減を生じ、その運営を維持できなくなる。また、仮に延長したことに對する対価になるとしても、現行延長保育制度の単価では、これまで夜間保育所が保障してきた保育の質を異じよすることが非常に困難になる。

3. 太陽のもとでの子育て・子育てはすべての親と子の権利

第1分科会では「お日様のもとでの保育を受ける権利」が参加者の総意として提起されている。

行政説明では保育の必要量は保護者の就労時間で長短の2段階が決まるとされ、これに3歳以上児では保護者が非就労の場合は標準的な教育時間だけを支給する場合は加わる。

それでは、3歳未満児の場合は、例えば保護者が夕刻からの就労の場合、その夕刻からの就労時間帯のみで保育の必要時間の長短が決まるのであろうか？

確かに、夕刻からの就労の場合、機械的に考えると少なくとも午後の時間帯には「家庭において必要な保育を受けることが」でき、保育の必要時間には算定されないことになる。が、子育て・子育ては決して一人の親子だけで完結するものではない。子どもも保護者も「仲間」を

必要としている。これは3歳未満児でも同じなのだが、夕刻からの就労者のような社会的な少数者の場合、その「家庭における保育」を行う時間帯に「仲間」を得ることはほとんど不可能である。

だからこそ、夜間保育園では従来から「お日様のもとでの保育を受ける権利」を提起し、仮に保護者の就労が午後からであるとしても、少なくとも午後の早い時間帯での登園を促し、こどもらの育ちを支援してきたのである。

子ども・子育て支援法では、この「お日様のもとでの保育を受ける権利」の保障が明示されていないことが気にかかる。「地域子ども・子育て支援事業」の1メニューとしての時間外保育でこれを実施することには無理がある。

4. 標準的な教育時間は長短の保育時間の中に含まれると考えられているが…。

行政説明では、標準的な教育時間は、保育の必要量に応じた長短の保育時間の中に含まれると考えて説明されている。

全ての保育所関係者は基本的な考えとして、短時間（8時間？）の場合でもその時間中の保育で幼稚園の教育内容に勝るとも劣らない教育内容を実施している」と自負している。

が、上記③で述べた問題とも関わって、この「標準的な教育時間」は当然にまだ太陽がある時間帯に設定されなければならないし、また、大多数の子どもが「標準的な教育時間」の教育を午前中に受けていることを考えると、これらと同様の時間帯に設定されることが望ましい。

少なくとも、保護者の就業開始時刻が午後以降にずれ込む場合、保育の必要量の認定に当たって、保護者の就労時間だけでなく、これとは別枠で「標準的な教育時間」を考える必要があるのではなからうか？

IV. 夜間保育園として国に要望するべき

事柄について

第1分科会では、問題提起を受けたところで、多様な角度から様々な意見が出された。とりわけ、夜間（型）保育所なり夜間型認定こども園の制度が残されたり創設されたりする必要性について論議が集中した。が、新システムのもとにおける保育所制度なり認定こども園の制度なりがどのようなものになるか、これまで述べてきたような様々な疑問点や不明確な点が指摘される中では、議論の展開としてはまとまりがないものとなるしかなかった。

そこで改めて原点に戻ることにし、夜

間保育園がこれまで取り組んできた「教育」と「養護」の内容についてさらに言葉化を進め理論武装を進め、全国の夜間保育園における個々の実践を踏まえた上で、当連盟としてまとめ上げてきた以下の事柄について、保育課その他への要望を行うことを確認するに至った。以下の要望事項については、これまで何度も論議を重ねてきたところであるので、項目のみを列記することとする。

1. 夕食を毎日食べる子が対象だが、昼夕の2食を食べる子が殆どで、給食（特に夕給食）の充実が肝要。

2. 一般家庭の夜の団欒の時間帯に相当する夕給食後の深い安心と一体感を満足させる保育内容の確保

3. 3歳未満児も含めてのお日さまの下の保育の確保。並びに、就学準備としての、少なくとも5歳児における午前の時間帯での保育の保障。

4. 深夜（寝る時間）における、一旦目覚めた場合でも誰か大人がいる等、深い安心感の中での睡眠の保障

5. 保育時間が超長時間化する場合が少

なくなく、また、通常とは異なる時間帯での少数者としての子育てになり、子育ての困難性が大きいところでの保護者支援の充実

6. 困窮家庭、母子家庭の割合の高さも含め養護性の高いケースが少なくなく、子育ての困難性だけでなく親子の生活上の危機も大きいところでの、社会的支援の充実

7. 社会的養護問題との連携と関与のための体制の充実

8. 夜間保育利用児の6歳の壁をなくすための夜間学童保育制度の創出



《保育所訪問

：だん王夜間保育園》

だん王夜間保育園・だん王保育園は、京都市内の中心部、三条大橋のたもとにあるだん王法林寺の中にあります。

三条大橋から四条に向かって、加茂川沿いに歩くと、祇園：一筋入っただけで、京町屋のお食事どころ等が並んで古都の情緒満載：そんな街中の保育園です。

昭和27年、戦後の復興期に母子家庭の切実な訴えを聞いて、午後六時以降も保育を開始、昭和30年、全国で初めて京都市の委託事業として（京都市特殊保育事業）公的に夜間保育が認められました。その後、昭和56年ベビーホテル問題を契機に、初代夜保連会長の信ヶ原良文先生や金戸述先生らの時代に先駆けた運動の中で、昭和57年に全国夜間保育園連盟が設立されました。

平成24年11月、晩秋の京都だん王夜間保育園を、夜保連事務局の稲葉と岡戸が訪問しました。

だん王法林寺の門前に着いたとき（：稲葉は初めて訪問しました）阿・吽の仁王像とそのたたずまいに思わず、ホッ、と歓声を上げていました。

だん王夜間保育園園長の信ヶ原雅文先生は、だん王法林寺の住職も兼務してお

られ、保育全般は、だん王保育園園長の千恵子先生が包括されています。

お忙しい最中、対応して下さった千恵子先生は、園の保育のテーマである『抱きしめて愛あふれる保育』を体現されたような笑顔で、その歴史や夜間保育園設立の頃のエピソードを語ってくださいました。

園内を案内して下さる足元に園児が『園長先生、園長先生』とまとわりついて、その関わりがそのまま、だん王保育園の保育だと感じました。

『保育園には、子どもの養護・教育だけでなく、子育てのパートナーとしての役割があり、昼間・夜間の区別なく園便りや懇談会を通して保護者との連携を大切にしています』という言葉に、夜間保育を始められた当初から、現在まで保育の第一線で奮闘されている千恵子先生や職員の方々の想いが込められていることを感じました。

本当にお疲れ様です（昭和25年にはもう保育に携わっておられたということ（：）

これからの抱負として、これまで積み重ねてきた保育の取り組みを本にまとめた『』という意欲は大いに学ぶところがありました。特に年齢発達に即した規

則模様の展開は、何度見せていただいても楽しく驚かされます。

夜間保育園連盟設立30周年を控え、第25回全国夜間保育園経験交流会の開催地事務局をお引き受けいただき、その行動力に力を頂いて帰路に着きました。

だん王夜間保育園・だん王保育園門前



三条大橋弥次さん・甚多さんの像



“お知らせ”

◆第25回全国夜間保育園経験交流研修会【全国夜間保育園連盟発足30周年記念大会】の会場及び日程が確定しました。

◆日時：平成26年2月9日(日)・10日(月)

◆場所：京都市リーガロイヤルホテル
「」予定ください。

編集後記：事務局便り

明けましておめでとございませう。今年が平和で明るい年になりますように祈ります。

今号は、前号に続き、第24回全国夜間保育園経験交流会のシンポジウム及び特別講演、会長の年頭所感及び枝本副会長の第一分科会報告のまとめの詳報をお送りします。

(長文です…お茶でもなさりながら、じっくりゆっくりご覧下さい。)
HPも併せてご覧下さい。

向寒の折、「ご自愛ください。

岡戸 淳子